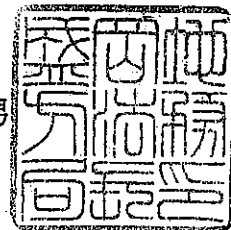




総 第 3 7 6 号
平成26年 5月26日

岩手県行政書士会長 殿

盛岡地方法務局長 前 田 静 男



法務局証明サービスセンターの利用について（依頼）

平素は、法務行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局では、利用者の方々の利便性を高めるため、登記所から遠隔地の釜石市及び久慈市の市役所内に法務局証明サービスセンターを設置し、釜石市役所内法務局証明サービスセンターにおいては平成24年10月1日からインターネットを利用した登記事項証明書等を受け取ることができる取扱いを実施しておりましたが、本年6月23日からこの取扱いを久慈市役所内法務局証明サービスセンターにおいても実施することといたしました。

つきましては、いずれかの法務局証明サービスセンターの利用が可能な地域に事務所を有する貴会会員の皆様に対し、この取扱いをお知らせいただきたく、御案内用のリーフレット等を添えて御依頼申し上げます。

なお、従来どおり法務局証明サービスセンター窓口に設置している証明書等発行請求機による交付請求の取扱いも継続して実施しておりますが、インターネットを利用して登記事項証明書等の交付を請求し、法務局証明サービスセンターで受け取ることができる取扱いは、窓口で請求されるよりも手数料が安価でありますことを、併せて御案内いたします。

記

1 取扱場所

釜石市役所第2庁舎3階：法務局釜石証明サービスセンター
久慈市役所1階：法務局久慈証明サービスセンター

2 取扱時間

午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時を除く）

3 取扱業務

不動産及び会社・法人の登記事項証明書並びに会社・法人の印鑑証明書の交付

4 交付請求の方法等

(1) インターネットを使用したオンラインによる交付請求

(2) 証明サービスセンターに設置されている証明書発行請求機を利用

なお、会社・法人の印鑑証明書の交付請求には登記所が発行した「印鑑カード」を使用します。

5 手数料

(1) オンラインによる交付請求

登記事項証明書 1通480円 印鑑証明書 1通390円

(2) 窓口による場合

登記事項証明書 1通600円 印鑑証明書 1通450円

手続は簡単！

●オンライン請求の交付情報入力画面に「交付方法」を「窓口受取」とし、「受取場所情報」欄の「受取場所選択」から画面上で選択して請求するだけです。

●証明書の受取には、事前に電子納付により手数料が納付されている必要があります。窓口では、手数料の納付はできませんので、ご注意ください。

●登記事項証明書等の受領の際には、①受け取る方の氏名及び住所、②申請番号、③請求した証明書の合計通数を確認させていただきます。そのため、請求後に通知される画面をプリントアウトして持参いただくことをおすすめします。

また、会社・法人の印鑑証明書の受領に当たっては、上記①～③の情報に加えて、印鑑カードを提示していただく必要がありますので、ご注意ください。

利用方法や取扱証明書等の詳細については、以下のホームページをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00026.html

メリット1

オンライン請求(窓口受取)の手数料が適用されるので、窓口での請求よりも手数料が安くなります。

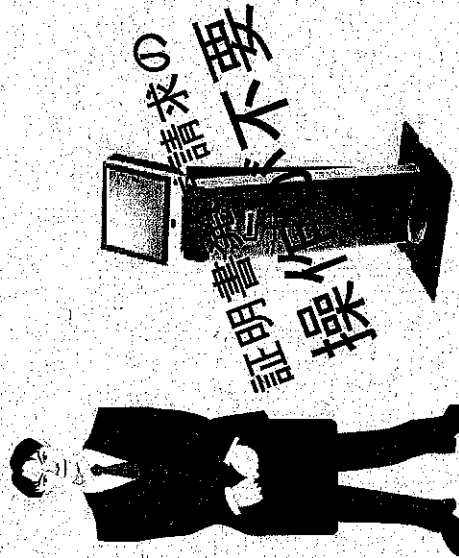
登記事項証明書なら、

1通600円が、480円に！

メリット2

登記所まで赴かなくても、最寄りの法務局証明サービスセンター窓口で受け取ることができず(郵送に要する時間もなくなります。)

メリット3



お問い合わせ先

盛岡地方法務局宮古支局

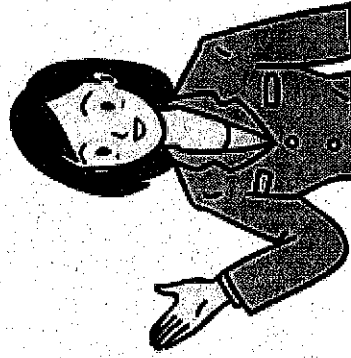
TEL 0193-62-2337

登記事項証明書

会社・法人の印鑑証明書

が必要なお客様へ

オンラインで請求した
登記事項証明書等を釜石市役所
の窓口で受け取れます。
ぜひご利用ください！

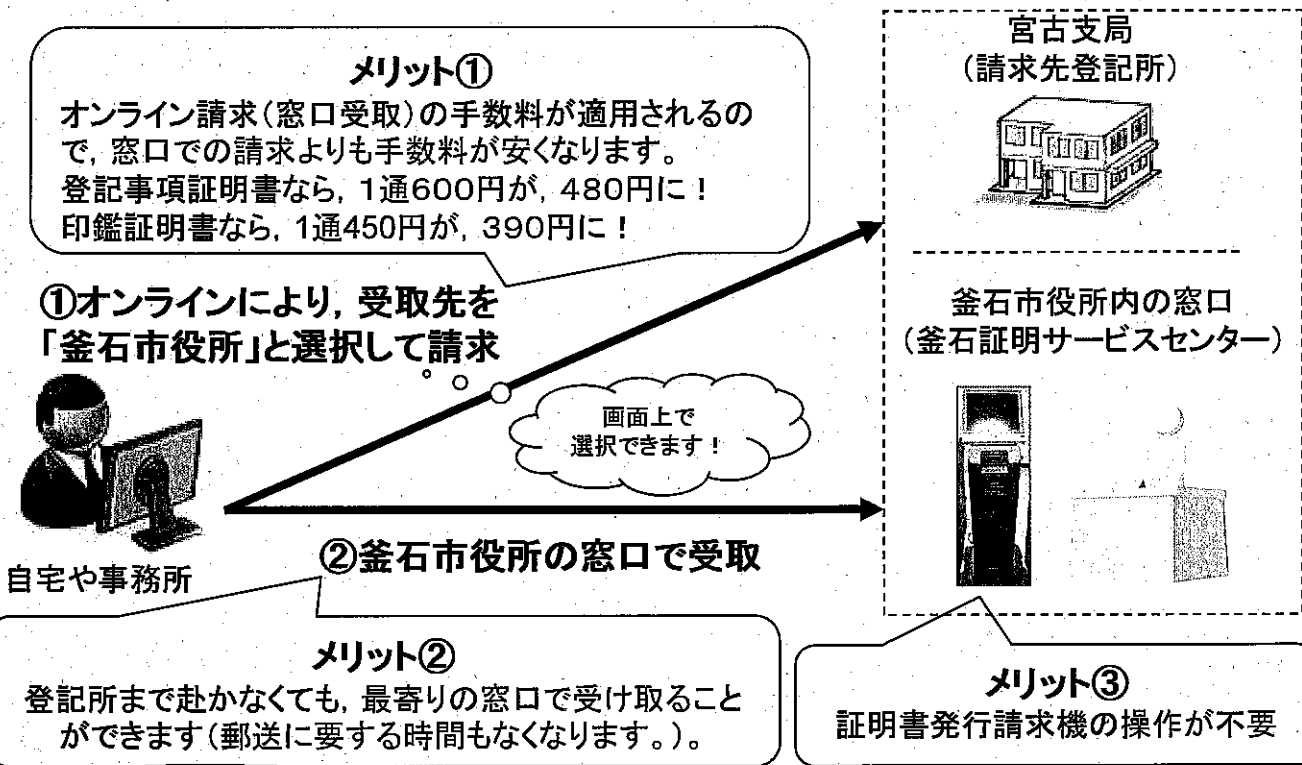


釜石市役所第2庁舎3階
法務局釜石証明サービスセンター
ご利用時間
9:00~12:00 13:00~16:30

オンラインで請求した登記事項証明書等を 釜石市役所内の窓口で受け取ることができます。

平成24年10月1日から、自宅や事務所からオンラインにより請求した登記事項証明書及び会社・法人の印鑑証明書を釜石市役所の窓口(法務局釜石証明サービスセンター)において受け取ることができるサービスを開始しております。

あらかじめオンラインにより請求しておくことで、①書面による請求よりも手数料が安く、②最寄りの窓口で、③証明書発行請求機を操作することなく、証明書の受取ができます。



手続は簡単！

オンライン請求の交付情報入力画面において、「交付方法」を「窓口受取」とし、「受取場所情報」欄の「受取場所選択」から画面上で選択して請求するだけです。

証明書の受取には、事前に電子納付により手数料が納付されている必要があります。窓口では、手数料の納付はできませんので、御注意願います。

登記事項証明書等の受領の際には、①受け取る方の氏名及び住所、②申請番号、③請求した証明書の合計通数を確認させていただきます。そのため、請求後に通知される画面をプリントアウトして持参いただくことをおすすめします。

また、会社・法人の印鑑証明書の受領に当たっては、上記①～③の情報に加えて、印鑑カードを提示していただく必要がありますので、御注意願います。

利用方法や取扱証明書等の詳細については、以下のホームページを御覧ください。

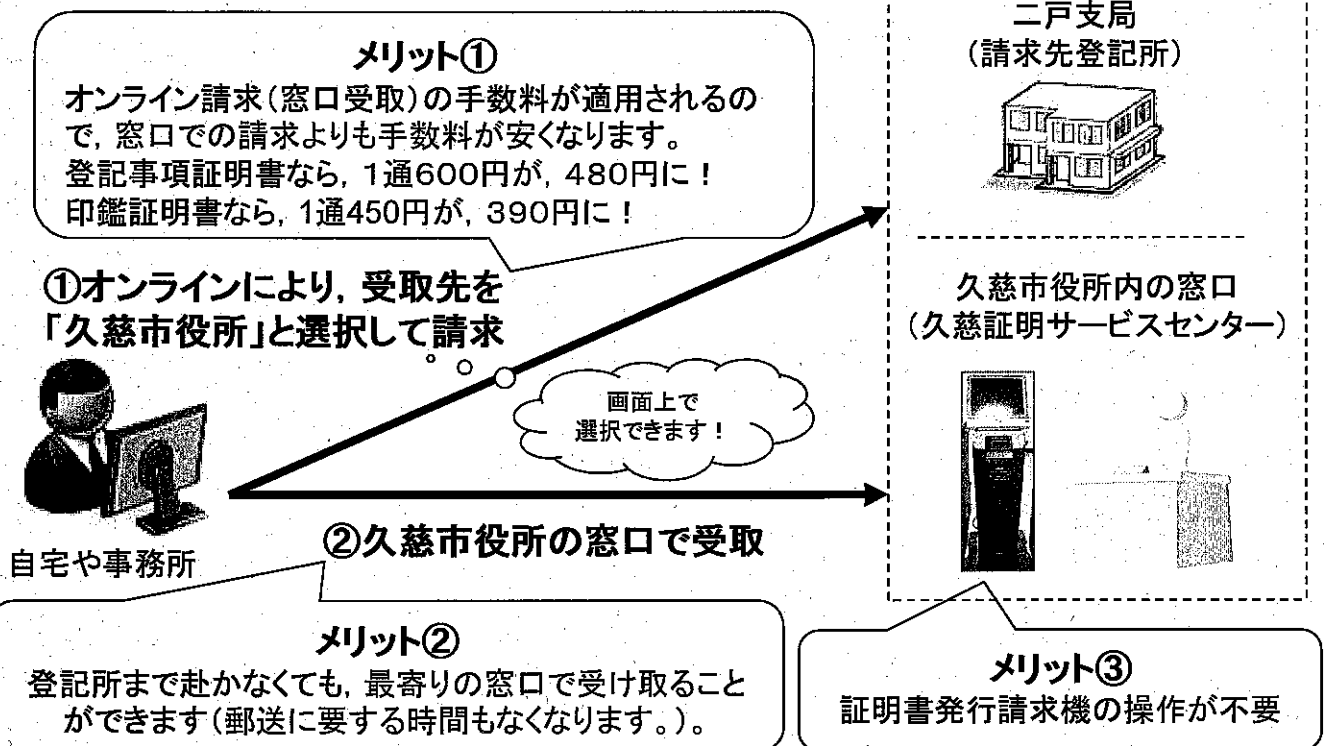
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00026.html

お問合せ先 盛岡地方法務局総務課 019-624-9861

オンラインで請求した登記事項証明書等を 久慈市役所内の窓口で受け取ることができます。

平成26年6月23日から、自宅や事務所からオンラインにより請求した登記事項証明書及び会社・法人の印鑑証明書を久慈市役所の窓口（法務局久慈証明サービスセンター）において受け取ることができるサービスを開始しております。

あらかじめオンラインにより請求しておくことで、①書面による請求よりも手数料が安く、②最寄りの窓口で、③証明書発行請求機を操作することなく、証明書の受取ができます。



手続は簡単！

オンライン請求の交付情報入力画面において、「交付方法」を「窓口受取」とし、「受取場所情報」欄の「受取場所選択」から画面上で選択して請求するだけです。

証明書の受取には、事前に電子納付により手数料が納付されている必要があります。窓口では、手数料の納付はできませんので、御注意願います。

登記事項証明書等の受領の際には、①受け取る方の氏名及び住所、②申請番号、③請求した証明書の合計通数を確認させていただきます。そのため、請求後に通知される画面をプリントアウトして持参いただくことをおすすめします。

また、会社・法人の印鑑証明書の受領に当たっては、上記①～③の情報に加えて、印鑑カードを提示していただく必要がありますので、御注意願います。

利用方法や取扱証明書等の詳細については、以下のホームページを御覧ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00026.html

お問合せ先 盛岡地方法務局総務課 019-624-9861